

伊佐市農業委員会 7 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 9 月 29 日 (木) 午前 9 時 00 分から 10 時 28 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (29 人)
会 長 15 番委員
委 員

| 農業委員 | | 農地利用最適化推進委員 | |
|-------|--------|-------------|----------|
| 2 番委員 | 9 番委員 | 1 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 3 番委員 | 10 番委員 | 2 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 4 番委員 | 11 番委員 | 3 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 5 番委員 | 12 番委員 | 5 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 6 番委員 | 13 番委員 | 7 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 7 番委員 | 14 番委員 | 8 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 8 番委員 | | 9 番推進委員 | 18 番推進委員 |
| | | 10 番推進委員 | 19 番推進委員 |

4. 欠席委員 (6 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 13 番委員 14 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について
議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について
議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 7 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事務局 長 | 農地振興係長 |
| 農地振興係書記 | 農地振興係書記 |

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
台風16号が鹿児島に上陸し指宿や大隅の方は相当な被害があったようですが、皆様方は被害は無かったでしょうか。
また、台風18号が発生して来週には九州に向っているようです。
農地利用状況調査も今月までですが、調査はお済でしょうか。また10月11日には、始良・伊佐地域農業委員会研修会もみそめ館で開催を計画されています。伊佐地区は稲刈りも始まりますが、出来るだけ参加をよろしくお願いします。
本日の1番農業委員・6番農業委員が欠席で、出席人員は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
13番農業委員と14番農業委員に、お願いいたします。
ただいまから総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知をお願いします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が3件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、報告第2号 農地利用目的変更届について、お願いします。

事務局 2ページをお開きください。
 報告第2号 農地利用目的変更届(農業用生産施設届)について整理番号1番につきまして、去る16日に事務局で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
 整理番号1番の申請者は伊佐市大口平出水、向井自治会に居住されております、YMさん62歳であります。
 申請地は伊佐市大口平出水字宮ノ谷98番の畑で地積は470㎡(内、農業用機械倉庫130㎡)であります。現在隣接宅地に一般住宅を建築中であり、それに付随する農業用機械倉庫を整備しようとする届け出であります。
 書類審査及び現地調査をした結果、また農地法施行規則第32条第1号(農地の転用の制限の例外)に基づく農業用施設の届け出であり、適切な届出であると思われまことをご報告いたします。
 以上、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 報告が終了しました。 質問はございませんか。
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきましてご説明いたします。4-1ページの総括表をお開き下さい。期間は3年から10年で、面積は田7,479㎡、畑3,592㎡、合計11,071㎡です。利用権の設定をする者の数5人、設定を受ける者の数5人です。土地の明細につきましては3ページから4ページの整理番号1番から5番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局の報告が終了しました。
 委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る
意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定につい
て提案します。
整理番号1番について担当推進委員の調査報告を求めます。
16番推進委員。

16番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
整理番号1番について去る9月23日に現地調査を行いましたので、私
16番推進委員が報告をいたします。

申請人・KKさんは霧島市国分に居住され、年齢は61歳です。渡し
人・ESさんは長崎県佐世保市黒髪町に居住されて、年齢は79歳です。

申請地は伊佐市大口山野字平川3897番、地目は田、地積は1, 1
92㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は合わせて3680㎡で取得可能面積であります。農
業従事者は2名で、申請地は山野小学校から北側約1.5kmの位置にあ
り、現状はよく管理された田であります。現在は霧島市に住んでおられ
ますが、来年の5月末頃に申請地のそばの家に移住する予定であります。
経営意欲はあり農機具等も完備されておりました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項
証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審
議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議長 16番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・
質問はございませんか。

議

長

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。

整理番号2番・3番については譲受け人が同一ですので一括での担当推進委員の調査報告を求めます。

2番推進委員。

2 番
推 進 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号2番・3番について去る9月23日に現地調査を行いましたので、2番推進委員が報告をいたします。

整理番号2番について、受人・MMさんは伊佐市大口田代に居住され、自治会は辺母木で年齢は63歳です。渡し人・FMさんは伊佐市大口田代に居住され、自治会は辺母木で年齢は88歳です。

申請地は伊佐市大口田代字山口727番、外1筆で、地目は田、地積は1,686㎡で所有権移転売買であります。

申請地の所在地は、MMさん宅から北西の方向に2・3分行った道路の下に位置し、北側・道路、南側・小川、東と西が田となっております。現況はよく管理された田であります。

受人の経営面積は26,714㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、位置図、委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番につきまして、受人・MMさんは伊佐市大口田代に居住され、自治会は辺母木で年齢は63歳です。渡し人・MKさんは大阪市住吉区苅田に居住し、年齢は65歳です。

申請地は伊佐市大口田代字岩川内784番、地目は畑、地積は128

m²で所有権移転売買であります。

申請地の所在地は、MMさん宅の隣接地で、北と東側が宅地、南と西側は田となっております。現況はよく管理された畑であります。

受人の経営面積は26,714m²で取得可能面積です。農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、位置図、委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 2番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号2番・3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番・3番は、許可が決定しました。

整理番号4番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。
14番推進委員。

14番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号4番について、去る9月26日に現地調査を行いましたので14番推進委員が報告をいたします。

渡し人・HKさんは鹿児島市城西に居住され、年齢は54歳です。受人・MSさんは伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は荒瀬、年齢は35歳です。

申請地は伊佐市菱刈川南字道添309番、地目は田、地積は1,024m²で、外3筆ございます。

受人の経営面積は10,500m²で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された田です。外畑がございます。畑の方もMさんの方でイタリアン等を植えてあります。

現在は梱包されたイタリアン等がありました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。MSさんは将来、川南地区の担い手になる人だと思えます。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議 長 14番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。
17番推進委員。

17番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番について、去る27日に現地調査を行いました。Dさんは出張の為、奥さんに聞き取り調査をいたしましたので16番推進委員が報告いたします。

MDさんは18番推進委員の息子さんであります。

受人・MDさんは伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人、年齢は43歳です。渡し人・SYさんは埼玉県入間市に居住されております。

申請地は伊佐市大口宮人字牛田1907番と1908番1、地目は畑、地積はそれぞれ329㎡、307㎡で所有権移転贈与であります。

申請地はDさんの木戸口にある小菜園でありまして、307㎡の方はハウスと水道がひいてあり、苗床等をされた形跡がありました。両方ともよく刈り込んであります。

受人の経営面積は66,748㎡で取得可能面積であります。農業従

事者は2名で経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 17番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号5番は許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。
18番推進委員。

18番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号6番について、18番推進委員が調査しましたので報告いたしまます。去る9月23日に現地調査を行いました。

申請人は受人のNSさん、渡し人はNMさん。

申請地は、伊佐市大口白木字奴ル木1063番3、地目は田、地積は900㎡です。

受人の経営面積は10,408㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、2名とも150日ずつ農業に従事する事になっております。SさんはJに勤務されており兼業農家です。法律関係はNTさんからの贈与であります。

申請地は、白木神社入り口から出水の方向に200m位上った所の左側に国道447号線と白木側に挟まれた、ほ場整備のされたよく管理された水田であります。現在、NSさんが作付され、今年も水稻が作付されています。

受人の申請理由は増反であり、耕作意欲はあります。また、農機具は

トラクター等、田植え機を所有されております。収穫については委託ということですが。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類は全て添付されております。以上で報告を終わります。

議 長 18番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数6件について、6件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定について。

整理番号1番・2番・3番・4番・5番について中山間地域等直接支払交付金事業に、地域で取り組むため、関連が有りますので一括で、担当推進委員の報告を求めまます。

12番推進委員ですが入院されましたので事務局で報告をお願いしまます。

事 務 局 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出の意見決定についての内、整理番号1番～5番については関連がありますので一括してご報告いたしまます。去る23日、申請人のOHさん外3名による立会いのもと、12番推進委員、5番推進委員、10番農業委員の3人で共同調査をしまましたので、12番推進委員の代理で事務局が報告いたし

ます。

申請者は伊佐市菱刈川北在住の4名であり、土地の所在地は菱刈川北字湯之元1930番1、外9筆、地目は全て田、地積は総計9,797㎡で湯之尾小学校から北東へ約700mに位置しよく管理されている水田です。今後も永続的に農地として管理し農用地区域への編入を行い中山間地域等直接支払交付金事業に取り組みたいとの事であります。

以上のような理由により編入は妥当と判断いたしました。

添付書類といたしまして、農用地利用計画変更申出書、土地の全部事項証明書、地籍図、現地写真等が添付されております。

調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で代理報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番・2番・3番・4番・5番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番・2番・3番・4番・5番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について担当推進委員の報告を求めます。
2番推進委員。

2 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出の意見決定
番 についての内、整理番号6番につきまして去る9月23日、3番農業委員、
推 18番推進委員、2番推進委員、3人と申請人の代理人・MMさん
進 立会いのもと現地調査を行いましたので2番推進委員が報告をいたします。
委 員

申請人のMMさんは、申請人の代理人・MMさんの娘婿で、申請時には伊佐市大口目丸に居住していましたが、現在は伊佐市大口牛尾

に居住し、自治会は下牛尾で年齢は35歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字岩川内793番1、地目は田、地積は717㎡であります。

申請地の所在地は、MMさん宅20mくらい前に位置し、南側は用水路を経て道路、東側は道路、北側が狭い畑を経て宅地、西側が田となっています。現況はよく管理された田です。

農振除外につきましては、今回、義父宅の近くに移住して農業を行う事となったため、申請地に農家住宅を建築することになり、農振除外を行うものであります。

以上のような理由により、3人で協議しました結果、農振除外はやむをえないものと判断をいたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、位置図、委任状、現地写真等が添付されています。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 2番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号6番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号6番は、意見並びに許可が決定しました。

議長 整理番号7番について担当推進委員の報告を求めます。
14番推進委員。

14番推進委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出の意見決定についての内、整理番号7番につきまして去る9月23日、申請人のNMさん立会いのもと、6番農業委員、10番推進委員、私14番推進委員の3人で共同調査をしましたので、私14番推進委員が報告をいたします。

申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのNMさん、76歳であります。

申請地の所在地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3101番1、外1筆であります。地目は畑、地積は694㎡で、こがね道路から15mくらいに位置し市道の隣接であり、現況は畑であります。周囲の状況は東側・畑、北側・原野、西側・市道、南側・畑です。除外後太陽光発電施設を建設しようと計画されています。

この申請は、具体的な転用計画があり、周囲は東・南側は農地ですが農用地区域外周部のため、除外することで農地の集団化・農作業の効率化への影響等ないものと思われまます。

以上のような理由により除外は妥当であると判断いたしました。添付書類として申請地地図、地籍図、申請地の登記簿謄本（写し）等が提出されております。調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 14番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号7番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について担当推進委員の報告を求めます。
9番推進委員。

9 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出の
推 意見決定についての内、整理番号8番につきまして9月23日に申請人
進 委員 のIMさん、行政書士・TRさん立会いのもと、7番農業委員、16番
委員 推進委員、私9番推進委員の3人で共同調査をいたしましたので、9番
推進委員が報告をいたします。

申請人は伊佐市大口山野にお住まいのIMさん68歳です。申請地の所在地は、伊佐市大口山野字平原484番6、地目は田、地積は1、4

62㎡で、平出水小学校から東へ600mくらいに位置しております。周囲の状況ですが、東側・ライス郷Iのライスセンターで、倉庫があります。北側・宅地、西側・南側・田です。この場所はライス郷Iが稼働した数年後には、農業用の資材置き場として利用されていたようですが、区分変更せず今まで来たという状況にあります。

添付書類として、全部事項証明書、利用計画変更申出書、委任状、字図等が添付されております。調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。終わります。

議 長 9番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号8番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、意見並びに許可が決定しました。

整理番号9番について担当推進委員の報告を求めます。
10番推進委員。

10番推進委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出の意見決定についての内、整理番号9番につきまして去る23日、6番農業委員、14番推進委員、私10番推進委員、申請人立会いのもと、共同調査をいたしましたので報告をいたします。

申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのMTさん、59歳、自治会は下荒田です。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字曾我別府4022番1、外1筆、地目は宅地と山林ですが、農業用施設を建設するということで、意見を求められたため、現地調査を行いました。宅地の方が1,145㎡、山林が751㎡で、用途区分変更については国交省により牛舎建築を行う、農業用施設を建築するというものです。

調査内容ですが、申請地は下荒田集落内のMさんの畜舎及び自宅と隣接した場所で、現況は整地された更地です。周囲の状況としては、申請地の北側は農道及び畜舎、南側はMさんの居宅、東側は農道と住宅、西側は農道及び住宅であります。

用途区分変更は国庫補助により牛舎建築であります。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで周囲の農地に及ぶ影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われま。3人の意見としては、このような結論にいたりました。

添付書類として航空写真、農用地利用計画変更申出書、畜舎建築計画書、全部事項証明書等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 10番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号9番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号9番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定について、申請件数9件について、意見の決定9件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更に係る決定について提案します。
整理番号1番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
19番推進委員。

1 9 番 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定については、議案

| | |
|------|---|
| 推進委員 | <p>第5号2番と同一申請でありますので、一括して報告をいたします。</p> <p>議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、整理番号1番の転用目的は資材置き場・木材の保管場所として許可を得ていましたが、木材が思ったより量が少なく管理も大変なため、植林して管理したいとの変更理由です。</p> <p>議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番について去る9月23日、14番農業委員、1番推進委員、19番推進委員で申請人の立会いはありませんでしたが、共同調査を行いましたので、19番推進委員が報告をいたします。</p> <p>申請人・BKさんは、霧島市隼人町住吉に居住し会社員で年齢は52歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈市山字永山1988番6で、地目は田、地積は864㎡であります。農地区分は農用地区域外で2種農地となっております。転用目的は植林、杉の苗を植林する予定であります。</p> <p>申請地の所在地は、菱刈市山の東市山公民館より北へ約1kmに位置しております。南側は道路を挟んで田、東側は山林、北側は山林、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、汚排水処理確約書が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請につきましては3人の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>19番推進委員の調査報告が終わりました。</p> <p>19ページをお開きください。議案第5号で農地法第4条の整理番号2番で変更の申請があがっています。今、19番推進委員の報告のとおり、ここを一括で報告をしていただきました。変更した後に4条申請が出てくるという事で、一括で審議をお願いいたします。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議長 | <p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番について、許可が決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号2番についても、許可が決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更に係る決定について許可申請に係る意見決定並びに許可決定について、申請件数1件について、意見の決定1件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。
整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。
5番推進委員。

5 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る9月23日に10番農業委員と12番推進委員と私5番推進委員で、申請人・KH氏立会いのもと共同調査を行いましたので、5番が報告をいたします。

申請人・KHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住し年齢は55歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字上ノ山4083番2で、地目は田、地積が1,276㎡になっております。農地区分は第2種農地・その他農地となっており、転用目的は牛舎と堆肥舎、それに伴うビニールハウス3棟は藁と乾燥草置場で使用し、近隣に直接、牛舎と堆肥舎が見えないようにする為の対策です。

申請地の所在地は、菱刈中学校より西に約3kmに位置しており、南は道路を挟んで住宅、東側も道路を挟んで住宅、北側は自宅になっており、西側は畑で、周囲に与える影響はないものと思われま

添付書類といたしまして、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が添付されております。

調査の結果、この申請につきましては、3人の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、意見の決定並びに許可に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号2番については、先程決定していただきました。

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数2件については、意見の決定並びに許可2件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。

1番推進委員。

1 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番につきまして、去る9月23日、申請人のS 株式会社 H鋤山の事務課・Sさんの立会いのもと、14番農業委員、19番推進委員、私1番推進委員の4人で共同調査を

行いましたので、1番推進委員が報告いたします。

譲受人・株式会社H鉦山の所在地は、伊佐市菱刈前目です。譲渡人・HHさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は平沢津で、年齢は69歳です。

本申請は試錐調査（ボーリング）による一時転用で、期間は平成28年11月1日から平成29年4月30日までとなっております。農地区分は第2種農地となっており、転用目的は試錐現場であります。

申請地は伊佐市菱刈川北字糶ヶ山1759番であり、資料23ページに示してありますように、地目は畑であり、地積は4,026㎡であり、所在地は、東・南側は山林、北側は道路に側面し、西側は畑であります。

なお取水については、循環水として使用する事から、外に漏れないと書いております。このようなことから、周囲に与える影響はないと思います。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除に関する誓約書、土地賃貸借契約書等が添付されております。法定添付書類には全部事項証明書、定款、字図、資金証明書が示されております。

以上のようなことから当申請は、3人の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 1番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。
10番推進委員。

1 0 番 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決

| | |
|------|--|
| 推進委員 | <p>定並びに許可についてのうち、整理番号2番につきまして、去る23日6番農業委員、14番推進委員、私10番推進委員、受人のTTさん立会いのもと、共同調査を行いましたので報告を申し上げます。</p> <p>渡し人は熊本県下益城郡松橋町にお住まいのTTさんです。市外住民です。受人は伊佐市菱刈荒田のTTさんで自治会は下荒田です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈荒田字建山3931番1、田で、1,574㎡、転用目的は牛舎及び牛の運動場であります。法律関係は所有権移転売買です。以前、除外の申請につきまして総会の中で報告いたしましたが、それと同じ様なことでございます。</p> <p>調査内容ですが、申請地は下荒田自治会内の北西側に位置しており、現況は牛舎に隣接した水田で休耕中です。申請に係わる転用目的は牛舎及び運動場を整備するものであります。農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地の東は農道、西が水田、南が農道、北は牛舎であります。Tさんは、畜産農家の後継者でございまして、意欲十分でございました。</p> <p>そのようなことで総合意見といたしまして、この申請地は異論はないという3人の意見でございましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い致したいと思っております。</p> <p>添付書類として、字図、汚排水処理確約書、事業計画書、被害防除計画書、全部事項証明書、土地改良区の意見書、相手への支払いをいたしました領収書の写し、転用に関する誓約書など全て添付されております。皆様方のご審議方をよろしくお願い致します。以上で終わります。</p> |
| 議 | <p>長 10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> |
| | <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議 | <p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> |
| | <p>(全員挙手)</p> |
| | <p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定しました。</p> |
| 議 | <p>長 整理番号3番について、担当推進委員の報告を求めます。</p> |

15番推進委員。

15番
農業委員

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号3番について、去る9月23日、申請人の代理人である行政書士のTRさん立会いのもと、農業委員会会長と私15番推進委員、6番推進委員で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人で譲受人は、株式会社 E 代表・YT氏で太陽光設備取り付け工事などの事業をされております。住所は福岡県福岡市黒門。譲渡人は、FTさん、72歳、伊佐市大口目丸に居住、自治会は上目丸です。

申請地は伊佐市大口目丸字松木田824番1で地目は田、地積は186㎡で、現況は20年以上前埋め立てされており、雑種地というより宅地化しております。

本申請の転用目的は、申請人の株式会社 Eさんが営業所として隣の住宅を今回購入され、営業車両や工事車両などの駐車場として自己資金により取得されるものであります。

申請地は伊佐市大口中央中学校南東約500mで上目丸橋東約50mに位置しております。

農地区分は第2種農地であります。法定小作人もありません。

申請地の北と東は一般住宅、南は市道、西は一般住宅、駐車場となっており、周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付書類として、許可をもらわず埋め立てをした事にたいしての始末書、行政書士・TRさんへの委任状、他申請に必要な全ての法定書類などが添付してあります。

以上のようなことから農地法上問題ないものと思われました。皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして報告を終わります。

議長

15番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請3件について、許可3件が決定しました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号 非農地証明願について、提案いたします。
整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。
7番推進委員。

7 議案第7号 非農地証明願について、整理番号1番について、11番
推 進 委 員 農業委員、私7番推進委員で去る9月23日に現地調査並びに聞き取り
調査をしましたので、7番推進委員が報告いたします。

申請人のTHさんは鹿児島市吉野町にお住まいです。

申請地は伊佐市菱刈市山字坂之口1493番3で、地目は畑で、面積は174㎡です。

周囲の状況は、東側に住宅、西側に竹藪、南側に住宅、北側に道路を挟んで住宅跡地となっております。

非農地となった時期は、平成8年8月頃であります。非農地となった原因は鹿児島市にお住まいで、帰ってきて管理をすることが困難で放置したことによるものです。幸いなことに隣のいとこのTSさんの好意により、これ以上荒れないように周りに迷惑をかけないようにという事で管理はされておりましたが、当該農地の現況は原野化しております。調査の結果、農地の属性は喪失している為、農地への復旧は困難であると2人の委員で判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、字図が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議長 整理番号2番、3番、4番については関連が有りますので、一括で担当推進委員の報告を求めます。

18番推進委員。

18番推進委員 議案第7号 非農地証明願について、整理番号2番、3番、4番は関連がございますので、まとめてご報告いたします。

2番は、HTさんの所有農地ですが、2種農地で農用地区域外、都市計画区域外、土地改良事業なし、広がり10ha未満であるということで、非農地になった時期は、平成3年4月1日頃からとなっております。

3番のHMさんについては、大体一緒です。非農地になった時期は、平成2年4月1日頃からとなっております。

4番については、HHさんですが、この農地も農地区分については同じで、平成2年4月1日頃から非農地・現在の状態になっているという事です。

周囲の状況は、東が農道、西側が原野、南側が山林、北側が原野となっております。

非農地になった原因は両親が亡くなってから、周囲が山林化し、耕作出来なくなって、こういう非農地になってしまったということで、現状は、にが竹が密集していました。農地に戻すのは困難であると判断いたしました。

一緒に調査したのは、3番農業委員、2番推進委員、私18番推進委員で18番推進委員が報告しております。

調査の結果、農地性は消失しており、復旧は困難であると判断しましたので、3人の意見で非農地が適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いします。以上です。

議長 18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号2番、3番、4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号2番、3番、4番について、非農地証明が決定しました。

議長 整理番号5番について、担当推進委員の報告を求めます。
1番推進委員。

1番推進委員 議案第7号 非農地証明願について、整理番号5番について、去る9月23日に14番農業委員、19番推進委員、私1番推進委員の3人で共同調査を行いましたので、1番推進委員が報告いたします。

申請人及び所有者であるMHさんは始良郡湧水町米永に居住されています。

申請地は伊佐市菱刈川北字掃除尻1646番21であり、資料30ページに示してありますように、地目は畑であり、地積は3,777㎡で、第2種農地となっております。周りは飼育していない豚舎が建ってありました。

非農地に至った理由といたしまして、平成5年4月1日頃から周囲が山林化してきて、鳥獣被害が多く、生産性が低くなったことから、耕作を放棄したものであります。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

以上のようなことから、当申請は3人の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 1番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号5番は、非農地証明が決定しました。

議案第7号 非農地証明願は、5件の申請のうち、5件の許可が決定しました。

その他。

事 務 局

総会資料の最終31ページを開いてください。9月の月例報告をします。

去る5日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。それから去る23日現地調査が市内一斉にありました。本日・29日が第7回農業委員会の総会です。

10月の行事予定ですが、5日が10月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方であります。25日が現地調査です。28日が第8回の農業委員会の総会ということになります。

月例報告は以上です。

これで、平成28年度 第7回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時28分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

1 3 番委員

伊佐市農業委員

1 4 番委員